

発達支援の現状

子育て応援ステーション
こども育成相談センター



～子育て応援ステーションとは～

・こども家庭センターとして、「母子保健グループ」と「児童相談グループ」の専門職がそれぞれの強みを活かし、母子保健機能と児童相談機能を一体的にして相談支援を実施している。子育ての総合相談窓口として、こどもの発育発達を支援し、養育環境の改善や虐待を防止している。

令和8年度

母子保健グループ

保健師
助産師
管理栄養士・事務職

○母子保健グループ

- ・母子保健事業
- ・特定妊婦等妊産婦支援
- ・障がい児相談
- ・医療的ケア児支援
- ・乳児全戸訪問事業 等

児童相談グループ

社会福祉士
家庭相談員
保育士・事務職

○児童相談グループ

- ・子育て全般の相談・支援
- ・要保護・要支援児童の支援
- ・要保護児童対策地域協議会事務局（調整機関）
- ・児童虐待通告窓口
- ・児童虐待対応 等

応援ステーション 職員職種	常勤職員 (正規・任用)
保健師 (所長含む)	7名
社会福祉士	4名
児童福祉司任用 (家庭相談員)	1名
保育士	5名
助産師	1名
管理栄養士	1名
事務職	3名

加賀市の発達相談に関する窓口

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 歳

出生

入園

進級・進学

進学・就労

母子保健事業・児童相談、関係機関からの連携で把握し、就学後はこども育成相談センターの通所児等であればこども育成相談センターにつなげている。

子育て応援ステーション
(こども家庭センター)

健診

健診

健診

妊婦～乳幼児～18歳子育て全般相談窓口・虐待通告窓口・医療的ケア児・障がい児支援

こども育成相談
センター

保育園・学校訪問

通所・就学支援

発達に関する相談窓口・障がい児支援

子育て応援ステーションのつなぎの他、保育園や学校からの相談、直接保護者からの相談に対応。

県発達相談
(南加賀保健福祉センター)

就学前まで発達検査
発達専門相談

就学時健診

教育委員会
(県教育相談)

不登校支援・進級や学習面の相談対応

市教育総合支援センター

不登校支援

基幹相談(包括)

児～者へのつなぎ

介護福祉課

障がい福祉サービス担当課(支給決定・給付)

相談支援事業所

障がい児支援(障害福祉サービス調整計画作成)・一般相談

相談支援専門員がライフステージにわたりサービス調整して支援。

児童発達支援センター
(法改正前)

通所利用者を中心とした相談支援

保育園・学校訪問

障がい児支援の窓口が重複してわかりにくいという意見がある。それぞれの機関の機能や役割分担を明確にしていく必要がある。

子育て応援ステーション母子保健からの発達支援の現状

令和6年度3歳半児健診の発達面経過観察の支援内訳

令和6年度対象者335人中受診者数332人

不参者3人内訳
重症心身障害児1人
要保護児童1人
海外在住1人

発達面経過観察あり
50人(15%)

発達面経過観察なし
282人(85%)

こども育成相談センター
14人(28%)
うち親子通所5人

発達相談
2人(4%)

医療機関管理中
7人(14%)

要保護児童登録あり
2人(4%)

幼児相談等経過観察
31人(62%)

1人

4人

1人

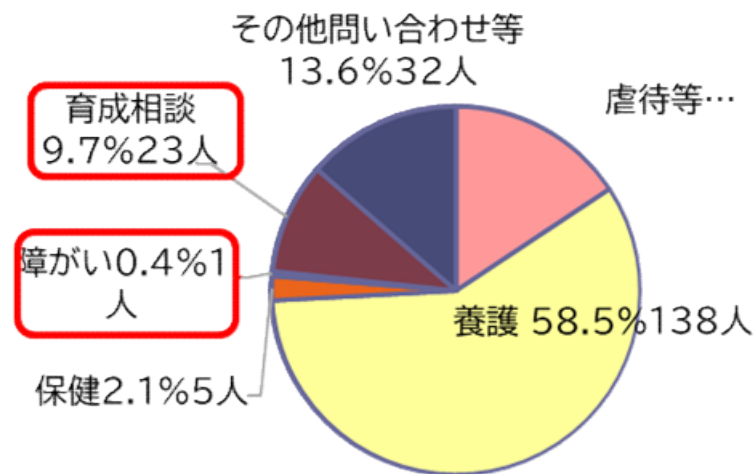
実人数19人(38%)

- ・発達面の経過観察児で発達支援が必要なケースはこども育成相談センターの相談、通所につながっている(14人)。
- ・医療機関管理中7人は市外の医療機関を利用して発達のリハビリ等の管理中。センター重複支援は4人いる。

子育て応援ステーション児童相談からの発達支援の現状

《新規相談数》・・・実人数

新規相談のうち、
育成相談(性格行動・不登校・適正・育児しつけ相談)23人(9.7%)、
障がい児相談1人(0.4%)となる。



《継続相談数》・・・延人数

相談種別

(単位...人)

	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	計
	虐待	養護		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	＜犯行為	触法行為	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ		
令和6年度	235	6097	43	3	0	3	7	6	129	6	8	144	137	34	152	525	7529

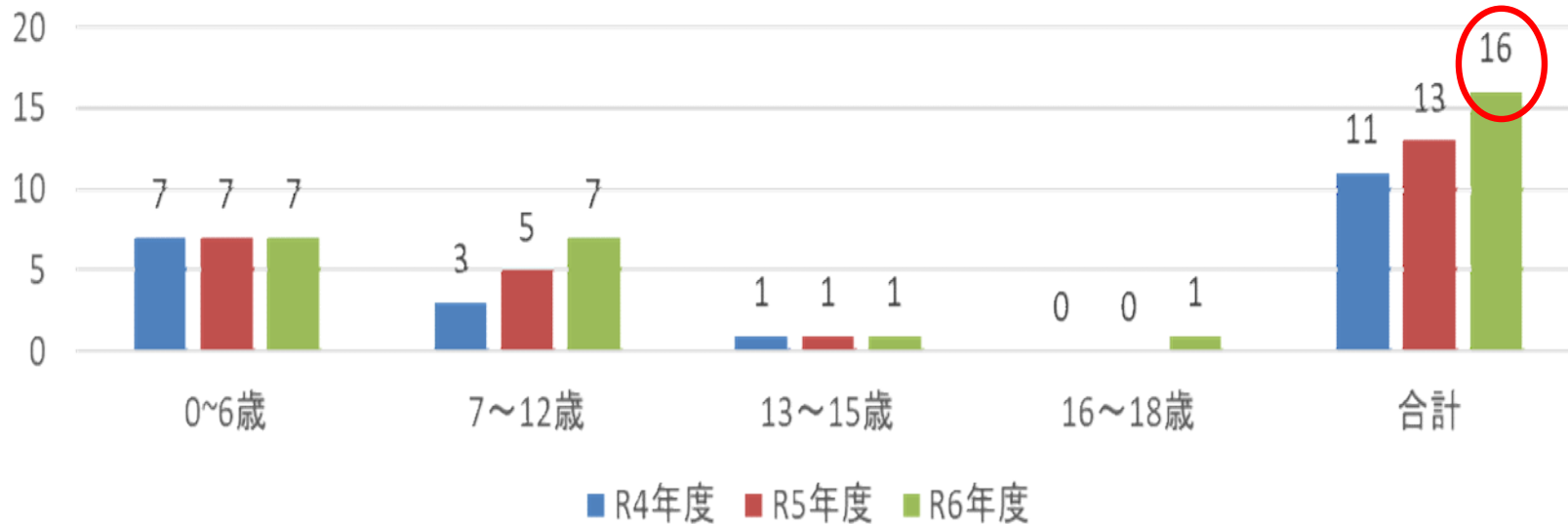
育成相談(性格行動・不登校・適正・育児しつけ相談)延467人(6.2%)、障がい児相談延148人(2%)の他、養護相談の中には養育(保護者支援)と療育支援(特性の支援)を兼ねているケースもある。子育て世帯の生活面の安定を含め包括的支援を継続している。

医療的ケア児等の発達支援の状況

医療的ケア児とは

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、吸痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。

年齢別医療的ケア児の推移(加賀市)



- 医療的ケア内容
- ・経管栄養
- ・酸素療法
- ・気管切開
- ・インスリン血糖管理
- ・人工呼吸器管理
- ・吸痰吸引
- ・排泄管理

- ・医療的ケア児の福祉サービス利用状況は、児童発達支援1人、放課後デイサービス2人が**市内**。児童発達支援3人、放課後デイサービス1人が**市外**で利用できている。**7人/16人がサービスを利用している。**
- ・母子保健等から把握した医療的ケア児、重症心身障がい児について、**ショートステイが充足していない現状がある。**

こども育成相談センターとは

幼児教育相談室(昭和58年開設)

対象:心身の発達に心配のある幼児(0歳~6歳)

内容:早期療育(相談・経過観察・親子通所指導)

職員構成:保育士

・成長段階を通じた途切れのない支援の強化を実現する為に

○対象年齢を0歳から18歳までの拡大

○発達に関する相談窓口の一元化

○多職種による専門性を生かした相談・支援体制

○関係機関(母子保健・福祉・教育)との連携強化

H27年4月 「こども育成相談センター」開設

園・学校
への支援

子育てに関する
情報の提供
と他機関への
紹介

親子通所でお子さんの
係わりを学ぶ

・保護者会
・学習会
・就学サポート
説明会

ことばの相談

お子さんを中心に、
家族への心のケアを行い、無
理のない支援プランの提案

小集団活動

こども育成相談センター 相談事業状況（対象者別）

対象者	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生	その他	計
面接相談	2	9	7	7	4	0	0	0	0	29
電話相談	11	31	157	196	220	304	89	2	3	1,013
訪問相談	1	15	33	66	163	96	16	0	2	392
外来相談	0	0	10	10	10	19	11	0	0	60
ことばの相談	0	5	6	9	0	0	0	0	0	20
合計	14	60	213	288	397	419	116	2	5	1,514

R6年度

【主な相談内容】

①子どもの発達（行動面、理解面、言語等）②子どもの具体的な係り方③就学について

* 子どもの発達や育児について不安な状態にある「気づき」の段階の家族に対しての相談対応、通所指導やアドバイスなど行い、早期の支援を行っている。

* 保育園、学校、子育て応援ステーション、関係機関との連携

療育事業

- ・0～6歳対象 月1～2回 2時間
- ・遊びを通してコミュニケーションや生活体験を広げる親子通所（個別指導・小集団・音楽療法など）

親子通所児童状況

通所指導児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実数	88	91	75	63	69
延べ数	744	976	779	752	752

親子通所利用の状況（R6年度）

- ・センターと保育園、認定こども園と併用している親子通所児 69人/69人中（100%）

令和6年度こども育成相談センターと併用している 児童発達、医療、リハビリ、利用状況

	加賀市内	市外
児童発達支援	このゆびとーまれ 2人	わこう 1人 野々市市内 1人
言語療法	加賀市医療センター5人 (耳鼻科)	小松市民病院 7人 小松こども医療福祉 センター 4人
作業療法		小松こども医療福祉 センター 4人
理学療法		小松こども医療福祉 センター (R7 4人)
発達相談		南加賀保健 福祉センター 8人
小児科通院	石川病院 2人	小松市民病院 7人 金沢市内 1人 福井市 1人
小中学生医療 受診紹介状発行		芳珠記念病院 15人

加賀市内での小児発達の診断、作業療法などの受け皿がないため、市外での利用が多い

現状のまとめ

【子育て応援ステーション】

- ・母子保健事業を通しての全数把握や児童相談等から、発達支援が必要となる児童を把握している。

(入口の相談支援機能)

- ・療育支援が継続的に必要な児童については、こども育成相談センター、医療機関や相談支援事業所(障害児福祉サービス利用)につなげている。(つなぎ支援)

【こども育成相談センター】

- ・発達特性に関する相談として、面接、電話、訪問、ことばの相談等柔軟に対応している。(療育相談)が、全ての障害児に関する相談対応は行っていない。
- ・療育事業の基本は、親子通所と、保護者のかかわりや相談助言を中心に対応している。
- ・保育園や学校の巡回相談は年間を通して対応している。

【児童発達支援センター(法改正前)】

- ・障害児の通所を中心として、そのサービスを利用しているケースを中心に相談支援をおこなっている。

※相談支援事業所は障害児サービスを利用する児とその保護者に対する相談支援を行っている。

現状に対する対応

○障がい児支援の窓口が重複してわかりにくい。

- ・ 子育て応援ステーションとこども育成相談センターの相談機能についてチラシの作成と周知
- ・ 「コドモン」等にて保護者周知、保育園・小中学校・関係機関にチラシ配布。ホームページ掲載
- ・ じりつ支援協議会こども部会が、「ささえ・つなぎの応援リーフレット」の作成し校長会を通し学校に周知している。

○それぞれの機関の機能や役割分担を明確にしきれていない。

- ・ 年6回の4部署（応ステ、こども育成、包括、教育委員会）のミーティングを行いケース支援の共有
- ・ 庁外では、養育支援を中心とした助産師連絡会、こども支援会議による支援の共有をしている。

○障害サービスに至らないケースは、子育て応援ステーション、こども育成相談センターで対応しているが、リハビリ等の専門性の対応が十分に対応しきれない。（保護者から自宅でできるリハビリやプログラムの提供やその支援の声がある）

- ・ 市外機関につないでいるが、待機等もあり、保護者の負担がある。

専門機関少ない

子育て・子どもに関する相談窓口

加賀市には子どもの相談窓口として「子育て応援ステーション」と「子ども育成相談センター」の2つの機関があります。2つの機関それぞれで、子育てのニーズに合わせた相談、支援を行っています。

子育て応援ステーション (子ども家庭センター)

- 妊産婦、子育て世帯、0～概ね18歳までの子どもの総合相談窓口です。
・「子育てがづらい」「イライラする」「ワンオペ育児で大変」など、子育て・子どものかかわりで悩んでいませんか。電話・来所・訪問などで相談対応しています。
・ニーズに合わせて、必要な情報提供や地域の関係機関と連携して支援します。
・児童福祉と母子保健の機能を一体的にして、保健師・保育士・社会福祉士・家庭相談員・助産師・管理栄養士が対応します。
- 午前8:30～午後5:15(但し来所による相談は予約が必要です。)
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休業します。
- 住所
〒922-0057 石川県加賀市大聖寺八間道65番地
(かが公流プラザさくら1階)
- 電話番号
0761-72-2565 児童相談グループ(子育て全般・子どもの相談)
0761-72-7866 母子保健グループ(母子保健サービス・障がい児相談)



子育て応援ステーション
詳しくはこちら ↓



子ども育成相談センター

- 0～概ね18歳までの子どもの発達に関する相談窓口です。
・「ことばの発達が遅い」「友達とうまく遊べない」「落ち着きがない」「すぐにカッとなる」「宿題がうまくできない」など、子どもの発達に関する悩みに、お子さんへのかかわり方のアドバイスや情報提供を行いながら対応について一緒に考えます。
・お家の方が安心してお子さんと過ごせるよう相談を継続し併走します。
・必要に応じて、保育園・学校などの関係機関と連携します。
・相談は、保育士・保健師・心理士・専門指導員(元教員)が対応します。
- 午前8:30～午後5:15(但し来所による相談は予約が必要です。)
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休業します。
- 住所
〒922-0057 石川県加賀市大聖寺八間道 57 番地
- 電話番号
0761-73-0229



子ども育成相談センター
詳しくはこちら ↓



かがっこ

ささえ・つなぎの応援リフレット



子どもの成長は一人ひとり違います。
子育てをがんばっているお母さんお父さんは悩むこともあると思います。

私たちが暮らす加賀市には、子育ての悩みを一緒に考えたり、豊富な経験や専門的知識をもって支えてくれる人がいます。
そして、必要な時には、いろいろなサービスにつなげてくれるために相談するところや、実際に子どもの発達を応援してくれるところがたくさんあります。

子育てをするみなさんが、ひとりぼっちではないという安心をもってもらいたいと思っています。

加賀市じりつ支援協議会子ども部会

現状に対する課題

○療育と養育支援が必要な家庭や、生活全般の支援が必要となるケース、要保護要支援児童と複合的な問題を抱えているケース、障がい児サービスにまでつながらないケースは、子ども育成相談センターと子育て応援ステーションの支援が重なることも多い。

(市の拠点機能の重複)

○発達相談等で、児童発達支援通所サービスを紹介された場合でも、半年以上の待機になることもある。利用までに3か月くらいかかる(暫定利用もできない、サービスの決定に時間がかかる)。(児童発達支援事業のサービス量)

○知的や発達障害のグレーゾーンで、児童発達支援や放課後等デイ利用までにならないケースに、運動発達や学習面、生活面に対する理学療法、作業療法や医療的視点等を取り入れた早期支援が必要。(小児神経発達専門医やリハビリ専門職の見解や支援の介入方法)

現状に対する課題

- 障害児サービス待機期間や併用中における保育園等支援等で療育できる体制の必要性
- こども育成相談センターにおける親子通所の支援計画(期間・内容)の必要性
- 小児発達専門医療や療育通所(保育)の市内における体制と広域連携

「既存リソースの最適化」を大前提に、役割分担の明確化や機能の集約、さらには広域連携も視野に入れ、実効性の高い体制案の取りまとめが求められる。